

# 東京都指定給水装置工事事業者のみなさまへ

## 東京都水道局から大切なお知らせ

# 2019年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

指定の有効期間が**5年間**となり、**指定の更新手続きがなされない場合は失効となります。**

※更新制導入前の制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、法令の規定により、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下記参照）。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	更新2回目以降の有効期間
～ H11. 3.31	2020(令和2)年9月29日まで	更新前有効期限から5年間
H11. 4. 1～ H15. 3.31	2021(令和3)年9月29日まで	
H15. 4. 1～ H19. 3.31	2022(令和4)年9月29日まで	
H19. 4. 1～ H25. 3.31	2023(令和5)年9月29日まで	
H25. 4. 1～ R 1. 9.30	2024(令和6)年9月29日まで	
R 1.10. 1～	新規指定を受けた日から5年間	

更新の時期になりましたら、対象となる指定給水装置工事事業者様宛てに、**更新手続き案内を郵送いたします。**

### ●更新申請方法及び必要書類

LoGo フォームによる電子申請 もしくは  
書面での提出

※法第25条の2を準用

- ・ **指定申請書及び誓約書**
- ・ **機械器具調査**
- ・ **定款**の写し（法人）
- ・ 選任する主任技術者の確認書類  
（**免状**又は**技術者証**等）

### ●指定更新の要件は

**法第25条の3（指定の基準）**を準用

- ① 給水装置工事主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

### ◎指定更新申請時に4項目の確認を行います（参考）

※法第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

### ●更新に係る事務手数料

※東京都給水条例第29条第1項第5号による

1件につき 9,400円

※法 …水道法  
省令…水道法施行規則

◇更新申請についてのお問合せ先

東京都水道局給水部給水課 TEL: 03-5320-6434